

林業経済学会2021年春季大会論文

テーマ：近代化と森林管理：知の普及に注目して

日本帝国における森林の開発と保全 —台湾を事例に—

中島弘二^{*,†}

^{*}金沢大学

Development and Conservation of Forest in the Japanese Empire: a Case of Taiwan

NAKASHIMA Koji^{*,†}

^{*}Kanazawa University, Kanazawa, Japan

日本統治下の台湾について、日本帝国の「南進」における台湾の位置付けという観点から、台湾林政の推移を検討するとともに、台湾総督府の林業試験研究機関における試験研究の検討を通じて、帝国林業における森林管理の一端を明らかにした。日本統治下の台湾林政においては、初期の樟脳事業とそれに関連した奥山の森林管理、ならびに林野調査において、日本の林政とは大きく異なる部分がある一方で、中期に始まった森林計画事業に示されるように保続林業の理念に基づく森林管理を柱としている点で日本本土と共通する部分もあることが明らかとなった。一方、「南進」における台湾の位置付けという点においては、「南支南洋」との経済的なつながりを進めるといって台湾総督府の方針に基づいて進められた中国南部福建省における樟脳事業の展開と台湾島内の先住民居住域における森林資源政策の間に密接な関わりがあること、林業試験場などの林業試験研究機関において台湾の地理的特徴をいかして南方の熱帯地域における森林資源の開発に向けた研究を行っていたことが明らかとなった。

キーワード：台湾、帝国、森林管理、「南進」、林業試験研究機関

With focusing on Taiwan's position in "Southern Expansion" of the Japanese empire, this paper traces the history of forestry policy of the Government General of Taiwan and the development of scientific researches of the forestry experiment stations in colonial Taiwan under the Japanese rule, and make clear characteristics of forest management by the Japanese empire forestry. With regard to the forestry policy, camphor production in Fujian Province of southern China and the management of camphor tree in the reservation area of indigenous people were closely related with each other, and the "forest survey" for defining the ownership of forest area in colonial Taiwan was very strict and most of the forest in Taiwan was classified as national forest. With regard to the scientific researches of the forestry experiment stations, many researchers made experimental researches on plantation and forest production of tropical forest resource to meet the demand of Japanese empire along with the intensification of the Asian-Pacific War.

Key words: Taiwan, Empire, forest management, "Southern Expansion", forestry experiment station

I はじめに

日本の近代林学がその始まりにおいてドイツ林学から大きな影響を受けたことはよく知られている。19世紀のドイツ林学では計画的・規則的な伐採と植林に基づく近代的な森林管理を通じて将来にわたって持続的な木材生産を可能とする保続林業の思想が中心であった(神沼, 2012)。このような保続林業の思想は日本において「森林経理学」として発展し、特に戦前の日本においては、「森林経理学の法正林思想、保続理論

を軸に林政が展開されたと言っても過言ではなからう」(箕輪, 2017: 1)という状況があった。森林の成長量に合わせて伐採し、その跡地には植林することで植栽と伐採のバランスを保ち、永続的な木材生産を可能にしようとする法正林モデルに基づいた保続林業の考え方は、近代的な森林管理を推進する思想的基盤ともなった⁽¹⁾。

日本本土では1899(明治32)年から不要存置林野の売却収入によって国有林の施業案編成・造林を大規模に行う国有林野特別経営事業が実施され、組織的・体系的な林業経営が展開された。その過程で制定された国有林施業案編成規定では、森林を法正状態に導き確

[†]連絡先 E-mail: koji331@staff.kanazawa-u.ac.jp

実な保続的収穫をあげることが明記された(香田, 2011)。

しかしながら, 国有林野特別経営事業による施業面積の拡大は一方で適地判定の不十分さに起因する不成熟造林地の増加をもたらした。このことに対する反省から, 農林省山林局や地方営林局の林業官僚を中心に皆伐一斉造林ではなく択伐天然更新施業によって持続的に収穫を行うべきとする恒続林思想が浸透し, 択伐天然更新を柱とする集約的な国有林施業計画も策定された(太田, 1962, 1967)。このような択伐天然更新作業に対しては主に林学界からその実現可能性を疑問視する批判的な応答がよせられた(秋山, 1960)。その後は, 戦争の激化に伴う増伐要請を受けて日本林業は再び皆伐一斉造林へと舵を切り, 恒続林思想に基づく森林管理は結局その成否を見ることなく頓挫してしまった(手束, 1987)。

このような近代日本における森林管理の歴史は, 日本帝国の「中心」の森林をめぐる「正史」である。しかしながら, 日本帝国の植民地や支配地の拡大とともに北は樺太・満州の亜寒帯林から南は東南アジア・南太平洋の熱帯林に至るまで多様な「周辺」の森林もまた近代日本の林学・林業の対象となっていった。このような日本帝国の「周辺」における森林管理の歴史については, 個別的な研究はあるものの(Komeie, 2007; 永井, 2013; 中山, 2013; Fedman, 2020), 日本帝国全体におけるそれぞれの地域の森林管理の位置付けや特徴についてはいまだ十分に検討されているとは言いがたい⁽²⁾。そうした作業は, 単に日本帝国の「周辺」における森林管理をめぐるローカルな問題を明らかにするというだけでなく, それとの関係において成立していた「中心」における森林管理をめぐる正史を問い直すという課題をも含意している。

以上のような問題意識に基づいて, 本研究では日本統治下の台湾について, 日本帝国の南方関与の歴史における台湾の位置付けという観点から, 台湾林政の推移を検討するとともに, 台湾総督府の林業試験研究機関における試験研究の検討を通じて, 帝国林業における森林管理の一端を明らかにすることを目的とする。

II 日本帝国による南方関与 —「南進基地」としての台湾—

1895(明治28)年の台湾領有以降, 日本帝国は1905(明治38)年の南樺太の割譲, 1910(明治43)年の韓国併合, 1919(大正8)年の南洋諸島の国際連盟委任

統治, 1932(昭和7)年の日本の傀儡政権による満州国の建国, そして1937(昭和12)年, 日中戦争下での中国占領, 1941(昭和16)年の太平洋戦争下での東南アジアの占領と, その勢力圏を一貫して拡大していった。そうした中で台湾はその地理的位置により, 日本帝国における独自の役割を担ってきた。それは一言で言えば, 「南進基地台湾」というものであった。

いわゆる「南進論」という言葉で一般に知られるものは, 朝鮮半島や中国大陸などの北方地域への日本の進出をはかる「北進論」に対して, 「大東亜共栄圏」構想のもとで東南アジアや南太平洋地域への日本帝国の勢力拡大を進める議論である。しかし, 実際には「南進」という言葉は明治から大正, 昭和へと時代が移る中で様々に異なる文脈で用いられてきたのであり(矢野, 2009; 伊藤, 2005), その過程で台湾が置かれた位置や役割も変化してきた。以下ではこのような日本帝国による南方関与の変遷と, そこにおける台湾の位置付けを明らかにする。

1 明治後期の南進 —南支から南洋へ—

明治後期の1890年代後半から1900年代前半にかけて, 第2代総督の桂太郎と第4代総督の児玉源太郎および民政長官の後藤新平は福建省廈門(アモイ)に貿易拠点を設け, それを足がかりに中国南部(南支), そして東南アジア方面への経済的進出をはかることを目指していた。桂太郎が1896(明治29)年, 第2代台湾総督の就任にあたって台湾統治の方針を示した「台湾統治ニ関スル意見書」では, 台湾の施設経営は単に台湾の域内にとどまらず, さらに対外進出の展望のうえに行わなければならないこと, まず「南清福建」の一带に勢力を拡張し, さらにそこから南洋に向かって政事商事の勢力を伸張することが求められると記している(桂, 1993: 140-143)。この桂の方針を受けて, 第4代総督の児玉と民政長官の後藤は1900(明治33)年5月に台湾の中央銀行である台湾銀行の廈門支店を開設し, 次いで同年8~9月には治安維持を口実に廈門占領のための軍隊を台湾から派遣する「廈門事件」を起こした⁽³⁾。このことから, 当時の台湾総督府は中国南部に勢力を拡大させようとしていたことがわかる(菅野, 1993; 伊藤, 2005)。

当時, 福建省廈門の港は東南アジア方面への華僑の出稼ぎと貿易の拠点であり, そこをおさえることが中国南部へ日本の勢力を拡大するとともに南方への進出に不可欠のステップと考えられていたのである。この

ように、明治末期の南進論における台湾の位置付けはもっぱら中国南部への進出拠点であり、そうしたルートを通じて南方への進出が模索されていたのである(長谷部, 2019)。

2 大正～昭和初期の南進

一「内南洋」から「外南洋」へ

こうした状況は、第一次世界大戦への日本の参戦により当時ドイツの保護領だった南洋諸島のうち西太平洋のミクロネシアの島々を1914(大正3)年に日本が占領し、さらに大戦後のヴェルサイユ条約によって1922(大正11)年に同地域が日本の委任統治領となったことを契機として大きく変わっていった。同年、パラオに委任統治領の施政機関として南洋庁が設置され、航路の拡張、日系企業の進出、学校教育制度の整備など実質的な植民地経営が開始された。明治期の南進論が基本的に通商による中国南部および東南アジアへの経済的な勢力拡大だったのに対し、大正期の南進論では日本の委任統治領となった「内南洋」⁽⁴⁾における本格的な植民地経営が開始され、そこからさらにメラネシアや東南アジアを含む「外南洋」に対する関心も広がっていった。

この大正～昭和初期南進論における台湾の位置付けは、南洋諸島と東南アジアを含む南方に関する調査研究事業および経済開発の拠点というものであった。前者については、民間調査機関の南洋協会と台湾総督府官房調査課および外事課による調査研究事業が、後者については台湾関連の日本企業による南方での事業展開があてはまる。

南洋協会は1915(大正4)年に東京で設立された民間調査研究機関だが、台湾総督府民政長官の内田嘉吉が副会頭を務め、事務所は一時台湾総督府東京出張所に置かれるなど、台湾総督府と密接な関係にあった。南洋協会による調査研究の内容は現地の経済動向や貿易政策、土地制度、日系企業の動向など多岐にわたるが、南方で事業展開していた日系企業との強力なパイプを活かして南方各地に調査通信嘱託を配置し、現地からの情報収集を行ったことは大きな特徴と考えられる(南洋協会, 1935)。

一方、台湾総督府官房調査課と外事課およびその後継としての外事部が行ったアジア調査とその役割については、矢野(2009:109)が「大正時代から昭和十年代にかけて出ている一連の調査報告書は、当時の日本が公的に利用することのできた、南洋についてのほとんど唯一の情報源であった」と、その意義を高く評

価している⁽⁵⁾。

前述の南洋協会の設立にあたり、台湾総督府民政長官の内田嘉吉とともに大きな役割を果たしたのがマレー半島南部ジョホールでゴム農園「南亜公司」を経営していた井上雅二と、同じくマレー半島中部スレンバンでゴム農園「馬來護謨公司」を経営していた星野錫という2人の日本人実業家であった(矢野, 2009:246-247)。1900年代半ば頃からマレー半島を中心に日本企業によるゴム農園の開発が進められていたが(丹野, 2016)、台湾総督府はこれらの日本企業と密接なつながりをもちながら南方への経済的進出をはかっていた。そうした企業の代表的なものが実業家、愛久澤直哉が経営する「三五公司」であった。前述の「廈門事件」の後、台湾総督府は軍事的側面ではなく経済的側面での福建省への進出を進める「対岸経営」を政策の柱としたが、この対岸経営の実行機関として1902(明治35)年に廈門に設立したのが三五公司であった(鶴見, 1943:175)。当時、民政長官、後藤新平の経済ブレーンを務めていた愛久澤直哉を責任者として、三五公司是福建省における樟脳専売事業や潮汕鉄道(汕頭-潮州)の経営、日中合弁の学校「東亜書院」の経営、英領マラヤ・ジョホール州におけるゴム栽培などの事業を行った(鶴見, 1943:176)。三五公司によるジョホールでのゴム栽培は1906(明治39)年に始まり、その後周辺部のゴム園を次々に買収し、大正期の英領マラヤにおける日系ゴム園としては最大の規模となった(丹野, 2016:24)。

以上のように、大正～昭和初期の日本の南進における台湾は、内南洋における委任統治領獲得をきっかけに、本格的に外南洋にむけての経済進出の拠点としての役割を果たすこととなったのである。

3 昭和期の南進

一「大東亜共栄圏」構想への包摂

昭和初期頃まで主に台湾総督府や南洋協会などの民間組織および日系企業を中心に進められてきた「南進」の主導権は、1930年代から次第に日本の中央政府に移っていった。1936(昭和11)年8月の閣僚会議で決められた「国策ノ基準」および「帝国外交方針」において、南方進出が国策として定められ、南洋が「帝国ノ産業及国防上必要欠クヘカラサル地域」と位置付けられた(外務省, 1966:344-346)。そこでは、「南洋」が日本にとって満州と同様に地政学上の要地であること、日本帝国における資源・原料の自給自足を達成するために必要な地域であることが明記されたのであ

る(上野, 2008:114)。その後は, 1940(昭和15)年7月に成立した第二次近衛内閣のもとで定められた「基本国策要綱」において「皇国ノ国是ハ(中略)先ツ皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ」として, いわゆる「大東亜共栄圏」の構想が示された(内閣制度百年史編纂委員会, 1985:233-234)。南方については, 同年9月の閣僚会議で決まった「日伊枢軸強化に関する件」において, 「日滿支」を根幹として旧独領委任統治諸島, 仏領インドシナ, 同太平洋島嶼, タイ, 英領マラヤ, 英領ボルネオ, 蘭領東インド, ビルマ, 濠洲, ニュージーランド, インド等の範囲を大東亜新秩序建設のための「生存圏」と位置付けることとなった(外務省, 1966:450)。

このように, 1930年代以降においては日本政府の中樞が「南進」を国策と位置付けて, 軍事行動も含めた南方への積極的な関与を進めていった。そうした中で, 明治期以来の南支から南洋への経済進出の拠点という台湾の役割は修正を迫られることとなっていった。以下, そうした台湾の役割の変化を, 前節で述べた南洋協会の変容と, 台湾総督府に設けられた「熱帯産業調査会」を事例として説明する。

1915(大正4)年に東京で設立された南洋協会は前述のようにその事務所を一時台湾総督府東京出張所に置いており, その設立の経緯からも台湾総督府の影響力が極めて大きかった。東南アジア一円に進出した日本企業とのパイプを使って台湾と南方との人的・組織的ネットワークを保持していた。しかしながら, 南洋協会が1939(昭和14)年1月に財団法人化され外務省の外郭団体となったことから状況は大きく変化し, 南洋協会には外務省の意向が強く反映されるようになった。これまで南洋協会を牽引してきた台湾関係者や在南方の実業家を役員から排除して, 代わりに外務省などの日本政府関係者を首脳陣に据えることで, 実質的に南洋協会を外務省の傘下に収めたのである(河原林, 2007:150-151)。

「南進」における台湾の役割の変化を示すもう1つの事例は, 1935(昭和10)年10月に台湾総督府の主催により台北で開催された「熱帯産業調査会」である。これは台湾における産業振興および台湾と「南支南洋」との経済的紐帯の強化を目的として開催されたものだが, 実際には台湾総督府の主務官庁である拓務省および台湾総督府の「存在意義」をアピールするためのイベントという性格が強かった。一方, 外務省は「外交一元化」の視点から, 積極的に南方に関与しようとす

る拓務省および台湾総督府の動きを一種の「越権行為」とみなしており, それを抑制しようとする動きがあった(河原林, 2011)。この点は, 熱帯産業調査会の答申に基づいて設立された台湾拓殖株式会社が, 当初は「南支南洋」における開発事業への関与(拓殖金融)を目的としていたが, 外務省の反対により台湾領内の開発事業に対する支援を中心とすることになったことにもあらわれている。そこでは明治以来の「南支南洋」への経済的関与を通じて南方開発における主導権を握ろうとした台湾総督府に対して, 外務省がブレーキをかけ, また南進政策そのものが大東亜共栄圏構想に包摂されることで, 「南進」の主導権は台湾総督府から日本本土に移っていったのである⁽⁶⁾(長谷部, 2019:15)。

III 日本統治下の台湾における林政の推移

以上のような日本帝国による南方関与における台湾の位置付けをふまえて, 日本統治下の台湾における林政の推移(表一)を概観したい。日本統治下の台湾における森林開発について, 萩野(1965)は初期開発時代(明治28~大正13年), 本格的開発時代(大正14~昭和11年), 戦時開発時代(昭和12年以降)の三時期に区分している。以下, この区分を参考にしながら各時期の林政の特徴を概観する。

1 樟脳事業と森林管理

台湾総督府は台湾領有の直後に官有林野取締規則を設け, さらに1901(明治34)年に保安林規則を設けている。この点について, 台湾総督府殖産局で林務課長や林野調査課長を歴任した技師の賀田直治は『台湾林業史』で次のようにその趣旨を説明している。「兎ニ角法規ニ基キテ新規林野ノ貸下, 予約賣下若クハ産物ノ処分ヲ実施スルノ緒ヲ開ケリ」(台湾総督府殖産局, 1929:第一巻23)。清朝下で行われていた山林原野の管理は「国家的觀念ニ乏シキ」ものであり, あらためて台湾総督府による国家的管理を行うことを目指したものである。こうした姿勢は林務機能の整備にも表れており, 台湾領有の翌年には台湾林政を司る部署として民政局殖産部に林務課が設置されている(表二)。

また, この初期開発時代における森林管理の特徴として, 樟脳事業をめぐる一連の動きがあげられる。周知のように樟脳事業は台湾の主要産業の1つであり, とりわけ財政面において台湾総督府にとって重要なものであった⁽⁷⁾。この樟脳事業については2点ほどその特徴を指摘しておきたい。1つは日本統治下の台湾に

表一 日本統治下の台湾林政の変遷

年	内 容
1895(明治28)年	台湾・澎湖諸島を清から日本へ割譲、官有林野取締規則
1901(明治34)年	台湾保安林規則
1907(明治40)年	台湾樟樹造林奨励規則
1910(明治43)年	林野調査開始(～1914年度)
1912(明治45)年	台湾造林用種苗下付及売払規則
1915(大正4)年	林野整理事業開始(～1925年度)
1919(大正8)年	「台湾森林令」公布(官有林野取締規則および台湾保安林規則は廃止)
1921(大正10)年	「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」
1922(大正11)年	台湾海岸砂防造林事業補助開始
1925(大正14)年	民林奨励監督事業費補助規則
1926(大正15)年	州知事・庁長宛通達「森林計画事業ニ関スル件」
1929(昭和4)年	台湾保安林造林事業費補助規則
1939(昭和14)年	台湾民行造林奨励費補助規則
1942(昭和17)年	木材生産統制規則、木材検査規則

香田(2011)および台湾総督府殖産局(1929)より筆者作成。

表二 台湾総督府の林務機構の変遷

年	内 容
1895(明治28)年	台湾・澎湖諸島の割譲。台湾統治機関として台湾総督府(民政局、陸軍局、海軍局)を設置。
1896(明治29)年	民政局殖産部に林務課および拓務課を設置、樟脳製造に関しては拓務課撫墾署が管轄。
1898(明治31)年	民政部殖産課林務係(樟脳関連事務も担当)
1899(明治32)年	樟脳専売法施行、殖産課内に樟脳局設置
1901(明治34)年	民政部殖産局拓務課(林務係、鉱務係)、樟脳事業は民政部専売局に移管
1905(明治38)年	民政部殖産局林務課に昇格
1910(明治43)年	民政部殖産局に林野調査課を新設、阿里山作業所を設置。
1911(明治44)年	既存の苗圃と殖産局を統合して殖産局林業試験場に再編。
1915(大正4)年	民政部に営林局を設置、民政部殖産局林野調査課を林野整理課に再編
1919(大正8)年	民政部が廃止され台湾総督府殖産局となり、林務課を含む林業関連部署は営林局傘下となる。
1920(大正9)年	営林局を殖産局傘下の営林所へ再編し、殖産局内に山林課を設置。
1921(大正10)年	林業試験場が殖産局から分離され、台湾総督府中央研究所林業部となる。
1939(昭和14)年	中央研究所が廃止され、中央研究所林業部は台湾総督府林業試験所に再編
1940(昭和15)年	殖産局森林治水事務所を設置(台北:淡水河、台中:濁水溪、台南:曾文溪)
1942(昭和17)年	殖産局営林所を殖産局山林事務所へ改称
1943(昭和18)年	殖産局を農商局と鉱工局に改編し、山林課は農商局傘下となる。

香田(2011)および台湾総督府殖産局(1929)より筆者作成。

において樟樹が自生していた地域のほとんどは先住民族が居住する奥山であり、樟脳開発はそのまま先住民族統治、いわゆる「理蕃政策」とも重なっていた。そのため、台湾総督府における樟脳事業の担当部署は当初拓務課に置かれ、実務は撫墾署が行っていた。撫墾署は先住民族の撫育および取り締まり、先住民族居住域における開墾事業、そして樟脳製造に関する事業を担う部署であり、1896(明治29)年の勅令「台湾総督府撫墾署官制」によって設置された。その後、撫墾署は1898(明治31)年に廃止され、その事業は新たに設置された弁務署に引き継がれたが、樟脳事業については民政部殖産課林務係に引き継がれ、最終的には1901(明治34)年に食塩およびアヘンの事業とともに台湾総督府専売局に引き継がれた。

樟脳事業についてのもう1つの特徴は、上記の「理蕃政策」とも関連して、台湾総督府が樟脳の調達先として中国南部福建省とのつながりを築いていた点であ

る。樟脳はもともと医薬品および防虫剤として利用されていたが、19世紀後半からはセルロイド製造の材料として大量に消費されるようになり、台湾はその製造拠点として知られるところとなった。その結果、大量の樟樹が必要となったが、上述のようにその多くが先住民族の居住域に自生しており、樟樹の開発は先住民族との緊張の種となっていた。後述のように、台湾総督府は樟樹の官行造林を積極的に進めていったが、それらが利用可能となるには数十年の時間が必要である。そこで、前章で述べたように、台湾総督府の支援のもとで1902(明治35)年に廈門に設立した三五会社が清朝の福建省当局から樟脳専売権を獲得したのである(鶴見, 1943)。いわば、中国南部(南支)から樟脳を調達することで、台湾内の森林資源を温存したとも言える。

2 林野調査, 林野整理事業, 台湾森林令

こうした初期開発時代の林政は、林野調査(1910~1914)と、その後の林野整理事業(1915~1925年)を経て、1919(大正8)年の台湾森林令の交付においてその基礎を確立することとなる。台湾における林野調査は所有権の曖昧だった山林原野について、その所有権を主張する者は申告し、台湾総督府による測量や実地調査によってその所有者を確定し、民有の確定のないものはすべて官有地とするというものであった。上記5年間の調査で167,054件の申告があり、うち民有地と査定されたものは約4%にとどまり、ほとんどの山林原野が官有地とされ、また先住民族の居住地域はすべて官有地とされ、最初から調査の対象外とされた(香田, 2011: 241)。この台湾における林野調査は日本本土における明治初期の山林原野官民有区分にあたるものと言え、日本本土においても特に入会林野についてはその多くが官有化されたが、その後、1899(明治32)年の国有土地森林原野下戻法によって2割強が下げ戻されている(香田, 2011: 168)。それと比べると、台湾の林野調査はたいへん厳しいものであったと言える。そして、この林野調査の結果に基づいて、官有林野については「要存置林野」と「準要存置林野」、「不要存置林野」の3つに区分して⁸⁾、特に「不要存置林野」については必要な条件に基づいて縁故者への払い下げが行われた(台湾総督府内務局, 1926)。

林野調査と林野整理事業を経て、台湾総督府はその後の台湾の林政の基本方針となる台湾森林令を1919(大正8)年に交付した。これは営林の監督と林野取締とともに保安林の指定と利用について定めたもので、この台湾森林令の公布をもって、1895(明治28)年の官有林野取締規則と1901(明治34)年の保安林規則は廃止された。

3 森林計画事業と保続林業

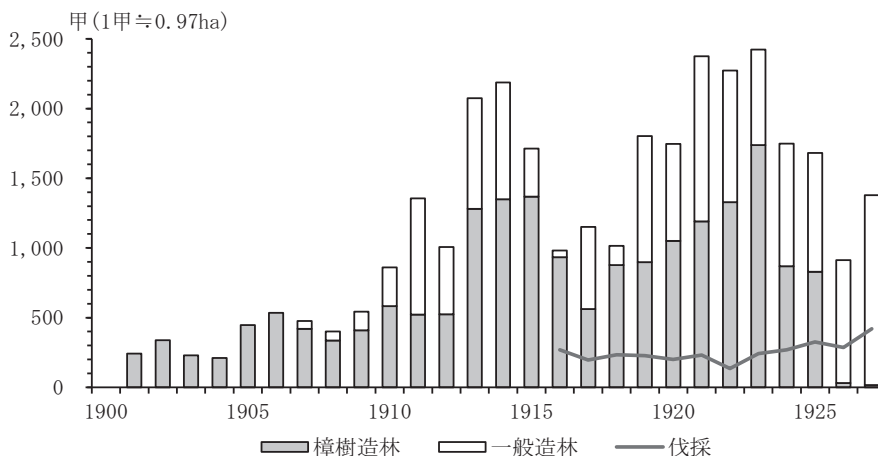
台湾森林令が公布されてから7年後の1926(大正15)年に、台湾総督府はその後の森林管理の枠組みとなるべき「森林計画事業」を定めた。これは1926(大正15)年より15年間(のちに10年間に短縮)をかけて、(1)台湾全土の主要河川で森林治水調査を行い必要な治水計画を立てる、(2)森林調査によって開発すべき優良林野と不良林野を区別するとともに、(3)開発すべき林野は測量を行い境界を確定させる、(4)開発すべき林野に関する施業案を編成するための調査を行う、という総合的な森林開発計画であった(台湾総督府殖産局, 1929: 第二巻75-93)。この「森林計画事業」

終了後の1937(昭和12)年に刊行された『森林計画事業報告書』の森林計画事業規程に、上記(4)の施業案編成についての説明が記されている。「営林ノ用ニ供スル要存置国有林野ヲ法正ナル状態ニ導キ其ノ利用ヲ永遠ニ保続シ国土保安其ノ他公益ヲ保持スル為本章ノ定ムル所ニ依リ事業区毎ニ施業案ヲ編成スヘシ」(台湾総督府殖産局, 1937: 607, 傍点は引用者)。ここには冒頭で述べた保続林業の思想がそのまま反映されている。その意味で、台湾森林開発の本格的開発時代における国有林の森林管理の基本にも、日本本土の国有林野特別経営事業における国有林施業案編成規定と同様の保続林業の理念が継承されていることがわかる。

この点を官行造林と官行斫伐の実態を検討することでみてみたい。図-1は台湾総督府殖産局のデータに基づいて1901~1927年の官行造林(樟樹造林および一般造林)と官行斫伐の面積を表したものである。この図からは2つの点が読み取れる。1つ目は、一見してわかるように、1901~1920年代前半にかけての造林面積の大半は樟樹造林が占めており、それ以外の一般造林が増加するのは1920年台半ば以降である。前述のように、台湾総督府にとって樟樹産業は大きな収入源であったが、原料となる樟樹の自生地は奥山の先住民居住地域に近接しており、その面積も限られていた。そのため、天然樟樹の漸減に備えて1913(大正2)年度からは毎年造林地の拡張を進めていった。台湾総督府殖産局の推計によれば、毎年60万本の樟樹を伐採すればおよそ20年で台湾全土の天然樟樹を伐り尽くしてしまうために、伐採すると同時に樟樹造林を行うことで20年後に再び伐採できるようになり、持続的な樟樹生産が可能となる(台湾総督府殖産局, 1929: 第一巻31)と考えたのである。

しかしながら、このように樟樹造林の面積を増大させていった結果、手入れを行わなければならない面積も増大し、そのための経費がふくれあがっていった。そうした中で1922年度以降は台湾総督府の緊縮財政により経費削減となり、樟樹造林面積も減少していった。さらにこの頃、ドイツで合成樟脳が普及してきたこともあり、天然樟脳の将来の需要を考慮して1926(昭和元)年度以降は樟樹の新植を控えることとなったという(台湾総督府殖産局, 1929: 第二巻105)。1924(大正13)年に専売局造林課が廃止され、樟樹造林が殖産局山林課に移管されたのもこうした背景によると思われる。

2点目はこのような造林面積の拡大に比べて、伐採面積が少ないことである。伐採については1915(大正



図一 台湾の官行造林面積と官行斫伐面積の推移

出典：『台湾林業史 第一巻，第二巻』（台湾総督府殖産局，1929）より筆者作成。

4) 年以前のデータが得られていないが，1916～1927年の造林面積に対する伐採面積の割合は6～31%にとどまっている。『台湾林業史 第二巻』によれば，1920年代までに官行斫伐が行われたのは，阿里山作業地，太平山作業地，八仙山作業地の3箇所であり，阿里山は1912(大正元)年度から，太平山と八仙山は1915(大正4)年度から事業に着手した。阿里山では毎年およそ16万石，太平山ではおよそ10万石，八仙山では5万石の天然林の丸太を伐採しており，伐採跡地には杉，ヒノキ，松などを植栽し，更新を図っていた(台湾総督府殖産局，1929：第二巻99-100)。一方，官行造林については，官行斫伐の対象となった上記3作業地に加えて，営林所の所管内の指定林野は各営林所が直営施行し，それ以外の国有林野については従来各地方庁に造林作業を委託していたところ，山林事務系統の改正により1926(大正15)年度からは営林所の直営施行となったことから，官行造林面積も増加している(台湾総督府殖産局，1929：第二巻104)。しかし，いずれにしても，1920年代後半頃までは造林面積が伐採面積を上回っている点の特徴的である。

4 小括—台湾と帝国林業—

本章で示したように，日本統治下の台湾林政は樟脳事業とそれに関連した奥山の森林管理，そしてほとんどの林野が官有地化された林野調査のように日本の林政とは大きく異なる部分と，保続林業の理念に基づく森林計画事業のように日本と共通する部分とがあり，単純に台湾独自の林政とも，日本本土の林政の延長とも言い切れない部分がある。歴史的に見れば，植民地

化当初の台湾総督が立法権を有し(正確には立法権を委任された)，日本本土とは異なる台湾独自の法律を制定できた「特別統治主義」の時代から，日本本土の法律を台湾に施行することを定めた「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」(1921年，大正10年)の制定に代表される「内地延長主義」の時代に移行したことに示されるように，次第に日本本土の影響力が強くなっていったことがわかる(水野，1997)。こうした流れの中で，前述の「森林計画事業」が進められ，また各種の造林補助事業も実施されるようになっていったのであり，最終的には戦時下の統制経済に台湾林業も否応なく巻き込まれていったのである。

しかしながら，一方で日本帝国の「南進」政策において，中国南部や東南アジア(南支南洋)との関連において台湾総督府が独自の役割を果たそうとしたことは，台湾における近代的な森林管理の問題を考えるうえで見落とすことはできないと思われる。そうした台湾の独自の役割は，福建省における樟脳事業の展開と台湾林業との関連に関してある程度指摘することができたが，南方林業との関連については台湾本島内の林業・林政にそれを直接見出すことはできなかった。そこで次章では，より広く森林管理をめぐる知の展開をみるべく，台湾総督府における林業試験研究機関における林業試験研究の展開に着目することで，「南進」と台湾林業・林学の関連の一端を明らかにしたい。

IV 台湾総督府における林業試験研究の展開

台湾総督府における林業試験研究機関については，

中山 (2018) が台湾と樺太の試験研究機関に関する比較研究を行っているが、日本人研究者による蓄積は少なく、主に台湾人研究者を中心にして通史的な概観や個別時期の詳細分析が行われてきた (呂, 1995; 呉, 2008a, 2008b, 2009a, 2009b)。本章ではこれらの成果もふまえて、台湾総督府の林業試験研究機関における林学研究の検討を通じて、帝国林業と科学的知識との関係の一端を明らかにしたい。

1 台湾総督府における林業試験研究機関の変遷

1896 (明治29) 年に台北に「苗圃」が設立されてから日本の敗戦までの50年間、台湾の林業試験研究機関は林業試験場 (1911~1920)、中央研究所林業部 (1921~1938)、林業試験所 (1939~1945) と3度の組織改変を経た (表一3、以下総称して林業試験所等と記す)。『林業試験場要覧』 (台湾総督府殖産局, 1914) によれば、1896 (明治29) 年の「苗圃」の設置は台湾における禿山や草地、市街地への植樹のための苗を育てることを目的としたものであった。一方、1902 (明治35) 年にゴムの生産の実験と育苗のために「嘉義護謨苗圃」が、1908 (明治41) 年には熱帯有用樹木の殖育試験と植物標本園の整備のために「恒春熱帯植物殖育場」が、それぞれ設置された。これら性格の異なる3つの林業施設を統合して1911年に「林業試験場」が設立された。上記の『林業試験場要覧』には設立の趣旨として以下の2点があげられている。(1) 台湾では日本統治以前の乱伐開墾のために禿山や草地が多く分布し、美林は奥山の先住民の居住域くらいにしか残っていないため、これらの荒地に造林を行うとともに、奥山の未開発地の森林を開発することで殖産振興をはかる、(2) 日本本土と異なる (亜) 熱帯気候の台湾にお

ける森林施業の方法について調査研究を行うこと (台湾総督府殖産局, 1914: 1)。(1) の林野荒廃論は多くの台湾林業・林学関係者の言説に見られるもので、植民地朝鮮の林野に対しても同様に指摘されるものである。米家 (2019) は、近代の「科学的林業」は焼畑や原野への火入れを野蛮であるだけでなく望ましい森林植生を破壊するものであると位置付けることで森林利用から排除しようとしてきたと指摘する。このような野蛮で前近代的な森林利用を科学的方法により持続的な木材生産を可能とする近代的林業 (すなわち保続林業) にあらためていくことが植民地の林学研究の課題だとする認識がここには強く表れている。また、(2) については、日本本土の林学研究とは異なる台湾独自の研究課題として、その意義が強調されている。しかしながら、この点は単に台湾の環境条件に対応した森林施業の研究というだけでなく、後に見るように東南アジアなどの熱帯地域における森林資源の開発に向けた研究という性格を有している点で、南方開発における台湾の役割という重要な意味を持っていると思われる。

林業試験場の設置後、台湾における殖産興業の進展に伴い、林業試験場のみならず農事試験場や糖業試験場、茶樹栽培試験場、園芸試験場、種畜場などが次々と設置されていった。しかし、これらはそれぞれが独立した機関であるため組織間の連絡が不十分で、統一的な基本調査を行う上で支障が生じていた (台湾総督府中央研究所, 1930: 1-2)。これを解決するために1921年にこれらの研究機関が台湾総督府中央研究所へと統合された。呉 (2009b) は、中央研究所林業部における試験研究の特徴の1つとして、前身の林業試験場における基礎研究をふまえてより実践的な造林試験

表一3 日本統治下の林業試験所等の変遷

年	内 容
1895 (明治28) 年	日本による台湾の領有
1896 (明治29) 年	台湾総督府殖産局が台北に「苗圃」を設立
1900 (明治33) 年	現台北植物園の場所に「台北苗圃」を設置
1902 (明治35) 年	「嘉義護謨苗圃」設置…①
1908 (明治41) 年	「恒春熱帯植物殖育場」設置…②
1911 (明治44) 年	台湾総督府殖産局「林業試験場」設置 ①、②を「嘉義支場」「恒春支場」に改組
1921 (大正10) 年	台北苗圃を「林業試験地」に改称 林業試験場を「中央研究所林業部」に改組 林業試験地を「台北植物園」に改称
1939 (昭和14) 年	台湾総督府「林業試験所」に改組 (殖育科、施業科、利用科)
1942 (昭和17) 年	同所を殖育科、施業科、木材料、林産科、パルプ科に改組
1943 (昭和18) 年	上記5科を「部」に改組、「南方調査室」を併設
1945 (昭和20) 年	日本の敗戦により「台湾省林業試験所」設置

『林業試験場要覧』 (台湾総督府殖産局, 1914), 『昭和十七年度台湾総督府林業試験所業務功程』 (台湾総督府林業試験所, 1943), 「台湾総督府林業試験所及同支所事務分掌規程中改正昭和十八年六月八日」より作成。

が行われた点をあげ、中央研究所林業部における研究が日本統治時代の台湾における林学研究の発展を可能にしたと位置付けている。

『台湾総督府中央研究所林業部要覧』（台湾総督府中央研究所林業部、1925）によれば、中央研究所林業部の試験研究は、殖育試験（台湾における造林に関する試験を行う）、利用試験（台湾の森林における樹木の識別とその特性、および工芸的利用方法に関する調査）、植物調査（台湾に自生する植物に関する調査）の3つである。植物調査については早田文蔵による『台湾植物図譜 全十巻』（1911～1921）など著名な業績があげられているが、本稿の問題意識との関連で重要なのは殖育試験と利用試験である。

殖育試験の内容は種子の貯蔵・発芽から養苗試験、造林試験を経て台湾における造林の指針を得るというものであるが、ここで殖育試験の対象となるのは台湾固有の樹種だけではなく、むしろ外国産の有用樹種の殖育試験が多いという点が重要である。殖育試験の主な対象を表一4に示したが、これらの樹木のうち台湾産の樹木はタイワンアカシアとショウナンボクと樟樹くらいで、そのほかのほとんどの対象樹木は南アジアや東南アジア、南米などの熱帯・亜熱帯地域の原産である。つまり、中央研究所林業部における殖育試験は熱帯地域から移入した有用樹木を造林・栽培するための試験研究を行っていたのである。また、林産物の利用試験では、木材の強弱試験や保存性試験、燃力試験などに加えて、ゴムの採取試験やタンニンの含有試験、（南洋材の）パルプ製造試験などの熱帯有用植物の利用方法に関するものが多い。

このような熱帯有用植物の栽培・造林および林産物

表一4 中央研究所林業部における殖育試験の対象樹木

樹木名	原産地	試験内容
ゴム（護謨）	アマゾン川流域	栽培試験
チーク（麻栗樹）	南アジア～東南アジア	苗木養成・造林試験
シルキーオーク（絹樺）	オーストラリア	苗木養成・造林試験
タガヤサン（鉄刀木）	東南アジア	苗木養成・造林試験
インディアンローズ（シッソウ樹）	南アジア	苗木養成・造林試験
タイワンアカシア（相思樹）	台湾・フィリピン	播種造林試験
モクマオウ（木麻黄）	オセアニア・南太平洋	繁殖・造林試験
福州杉	中国南部	造林試験
ショウナンボク（肖楠木）	台湾	造林試験
ビルマネム	熱帯アジア	造林試験
コカ（古柯）	南アメリカ	栽培・摘葉試験
キナノキ（規那）	南アメリカ	移植試験
タンニン（單寧）ほか有用植物	熱帯地域	移植試験
樟樹	台湾・中国南部	成長比較試験
熱帯緑肥植物	熱帯地域	栽培試験

『台湾総督府中央研究所林業部要覧』（台湾総督府中央研究所林業部、1925）より筆者作成。

利用のための試験研究機関という中央研究所林業部の特徴は、林業試験場の設立に先駆けて嘉義護謨苗圃と恒春熱帯植物殖育場が設置された頃から継続しているものであるが、日中戦争から太平洋戦争へと向かう中、そうした特徴はさらに強化されることとなった。1939年に中央研究所林業部は台湾総督府直属的林業試験所（殖育科、施業科、利用科）へと再編され、1942（昭和17）年には殖育科、施業科、利用科の3科から殖育科、施業科、木材科、林産科、パルプ科の5科に改組され、さらに1943（昭和18）年に5科を「部」に改組し、熱帯林業に関する試験・研究および調査、熱帯林業に関する資料・文献の収集及び整理を行う「南方調査室」が併設された（表一3）。研究内容も次節で述べるように例えばゴム樹採液試験や台湾産材のパルプ製造などのいわゆる特殊林産物の生産に関する研究の割合が大きくなり、より直接的に日本帝国内での森林資源の開発と供給に資するものへと比重を移すようになっていった。

2 林業試験所等における試験研究の推移

一 研究報告の分析から一

以下では「林業試験場」、「中央研究所林業部」、「林業試験所」の3機関が刊行した研究報告である「林業試験場報告」、「台湾総督府中央研究所林業部報告」、「林業試験所報告」、「林業試験所事報」、「林業試験所彙報」の5誌（表一5）に掲載された論文全160本について、その特徴を記す。

上記5誌に掲載された論文の内、造林試験や発芽促進などの「造林」、ゴム採取やパルプ製造などの「林産」、木材性質や木材利用などの「森林利用」⁹⁾など実践的な研究が全体の8割以上を占めた（図一2）。また、研究対象地域は台湾と南洋で全体の6割以上を占めた。とりわけ、「造林」と「林産」において南洋の割合の高いことは、前節で指摘した試験研究の特徴と符合している。また、「森林利用」において台湾の割合がほぼ半数を占めているが、これらは主に台湾産木材の強弱や耐久性に関する試験研究である。このように、試験研究の内容によって対象とする地域がある程

表一5 林業試験所等研究報告

誌名	号数（刊行年）
林業試験場報告	No. 1 (1914) ～No. 7 (1921)
台湾総督府中央研究所林業部報告	No. 1 (1922) ～No. 22 (1937)
林業試験所報告	No. 1 (1939) ～No. 13 (1943)
林業試験所事報	No. 1 (1939) ～No. 48 (1944)
林業試験所彙報	No. 1 (1940) ～No. 7 (1943)

筆者作成。

度異なっていることがわかる。

また年代別の研究内容の傾向を見ると(図-3), 1930年代後半から「林産」に関する研究が急増していることがわかる。そこでこれら「林産」に関する論文61本で取り上げられている特用林産物の内訳をみると(図-4), ゴム, 規那, パルプ, コカ, タンニン, 松脂など熱帯由来の特殊林産物に関するものが大半であることがわかる。これらの特殊林産物に関する研究は初期の「林業試験場」時代にも一定程度みられ

たが, その数が急増するのは図-3に示したように1930年代後半以降の「林業試験所」時代に入ってからである。このことは, 1930年代以降, 日中戦争が勃発し, 日本全体で総力戦に向けての総動員体制が進んでいく中で, 造林のように成果が出るまで長い時間がかかる試験研究よりも, ゴムやパルプ, タンニン, キニーネ, コカ, 樟脳など軍需物資や医薬品としてすぐに役立つ研究に比重が置かれるようになっていったのではないかと推察される⁽¹⁰⁾。

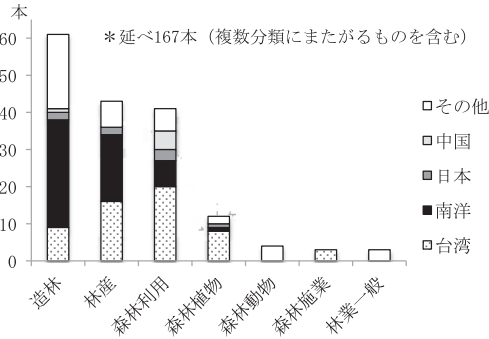


図-2 研究テーマおよび対象地域からみた論文数の分布

出典：筆者作成。

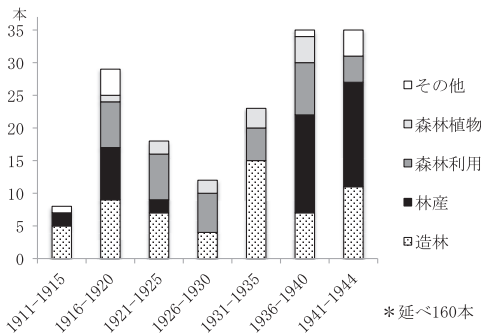


図-3 研究テーマ別に見た論文数の推移

出典：筆者作成。

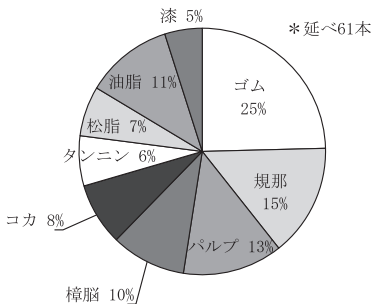


図-4 特用林産物の内訳

出典：筆者作成。

3 ローカル・ノレッジへの着目

一方, このような全体的な試験研究の動向とは異なるユニークな研究も数は少ないがいくつかみられる。林業試験場長と中央研究所林業部長を歴任した金平亮三は1914(大正3)年に「台湾博物学会会報」に「樹木に関する台湾人の迷信」(金平, 1914)という小文を寄稿した。そこでは, 台湾の生活における樹木に関する迷信と樹木の用途について紹介している。迷信は人々の間で伝承された科学的根拠のない知識であるが, 人々の日常生活と密接に結びついたものであり, ローカルな自然に対する人々の知恵や認識をあらわすものである。金平は台湾に残るそうした迷信を丹念に拾い上げることで, 人々のローカル・ノレッジの一端を明らかにしている。

また, 金平と同時期に中央研究所林業部で林業技手を務めた永山規矩雄の研究の1つに, 「臺灣に於ける木竹材の利用(本島人の部)」(永山, 1927)という論文がある。「台湾総督府中央研究所林業部報告」第5号に寄稿されたものだが, 本文だけで630頁にも及ぶ大作である。その中で, 永山は木材の科学的特徴と台湾住民による木材利用について, 53種類の用材ごとに, さらに細かく種類を分けてその用途を実に詳細に記述している。同書の冒頭で, 永山はこの調査が林業部長の金平の指導と教示に基づいて行われたことを記しており, 上記のようなローカル・ノレッジに対する金平の関心が林業部の部下にも共有されていることが伝わってくる。

呉(2009a)はこうした日本人林学者による研究に注目し, 彼らは近代林業科学の訓練を受けた森林科学者であり, 植民地政策を推進するための科学研究に従事しながら, 同時に台湾人と樹木の日常的な関係にも関心を払い, 森林をめぐる伝統的な知識に配慮することで, より深く台湾の森林について学ぶことができたとして, その意義を高く評価している。こうした事例は決して多くはないが, 近代林学が普及する過程で生

じるローカル・ノレッジとの出会いの一端を示していると考えられる。

V おわりに

本稿では日本統治下の台湾について、日本帝国の南方関与の歴史における台湾の位置付けという観点から、台湾林政の推移を検討するとともに、台湾総督府の林業試験研究機関における試験研究の検討を通じて、帝国林業における森林管理の一端を明らかにしてきた。

日本統治下の台湾林政の展開を見ると、初期における樟脳事業とそれに関連した奥山の森林管理、そしてほとんどの林野が官有地化された林野調査のように、日本の林政とは大きく異なる部分がある一方で、1926(大正15)年に台湾で始まった森林計画事業に示されるように保続林業の理念に基づく森林管理を柱としている点で日本本土と共通する部分もあることが明らかとなった。

一方、日本の「南進」政策における台湾の位置付けという点からみると、台湾林業・林政の独自の役割があることも明らかになった。台湾総督府の重要な収入源となっていた樟脳事業を進めるために、台湾島内における樟樹の官行造林を進める一方で、中国南部(南支)から樟脳を調達することで台湾島内の森林資源を温存するとともに、特に先住民との緊張を回避しようとした。このような中国南部への経済的な進出は、当時の台湾総督府が進めようとしていた「南支から南洋へ」という南進政策の一環としても行われていたものであり、台湾島内の森林管理もそれと結びついていたと考えられる。

また、「南進」との関連では、台湾総督府の林業試験研究機関の役割が重要であり、特に熱帯有用植物の栽培・造林および林産物利用のための試験研究が盛んに行われていた点は特徴的である。統治初期の嘉義護謨苗圃と恒春熱帯植物殖育場の設立に示されるように、日本帝国の領土内で唯一の亜熱帯気候という台湾の地理的特徴をいかして南方の熱帯地域における森林資源の開発に向けた研究を行っていたのである。このような林業試験研究機関の役割は、1930年代後半から日本が総力戦下の総動員体制へと進んでいくなかで、特に熱帯地域における特殊林産物の生産に関する研究の割合が大きくなり、より直接的に日本国内での森林資源の開発と供給に資するものへと比重を移すようになっていったことにも表れている。しかし一方で、

数は少ないながらも、中央研究所林業部のスタッフだった金平亮三や永山規矩雄の研究に見られるように、台湾における森林と人々との関係に焦点を当てた研究も行われており、台湾における森林をめぐるまなざしは決して一様ではなかった。

以上をふまえたうえで、日本帝国における台湾の位置をあらためて考える必要があると思われる。前述のように、「南進」をめぐる台湾総督府と日本本土とは温度差があった。台湾側では、日本の委任統治領となった南洋諸島を台湾総督府の傘下に組み入れようとする独自の「南方総督府」構想もあったことが明らかになっており⁽¹⁾、帝国主義における植民地と本国との関係は必ずしも一枚岩ではなかった。本稿で明らかにした日本統治下の台湾における森林管理の諸特徴もそうした帝国主義の多様性・多層性を反映していると思われる。今後は台湾以外の日本帝国の植民地や支配地も含めてさらに詳細な研究が求められると思われる。

注

- (1) しかしながら、1950年代後半のいわゆる「森林経理学論争」に示されるように、森林経営の合理化と生産力増強が求められた戦後の高度経済成長期においては、保続を重視する観点から収穫規整を柱とした森林経理学に対して厳しい批判が投げかけられた(南雲, 2004)。近代日本における森林管理をめぐるまなざしは、箕輪(2010)が指摘するように、「保続性原則」と「収益性原則」の間で揺れ動いてきたのである。
- (2) 筆者自身は主に近代以降の日本における緑化運動の歴史的展開を日本帝国の植民地主義や森林資源政策との関連から論じた研究を行ってきたが(中島, 2000, 2010)、日本帝国の個々の植民地や支配地における森林管理について主題的に論じたものはない。
- (3) この「廈門事件」は英国をはじめとする西欧列強諸国の介入によって未遂に終わった。
- (4) 「内南洋」とは日本の委任統治領とされた西太平洋のミクロネシアの島々を指し、「外南洋」とは上記以外のメラネシアの島々や東南アジア地域を指した。
- (5) 台湾総督府官房調査課による南洋調査の実態については、横井(2018)が詳細な研究を行っている。
- (6) そのことを現実的に示した例が、1942(昭和17)年の大東亜省の設置であり、それにとまなう拓務省の廃止と、台湾総督府および朝鮮総督府の拓務省管轄から内務省管轄への移管である。とりわけ大東亜省の設置は、南方関与への主導権を確保しておきたかった台湾総督府側にとっては大きな衝撃だったことが知られている(水野, 1997)。
- (7) 日本統治下の台湾の樟脳政策についてはすでに多くの研究があるが、林政との関連についての研究としては陳(1976a, 1976b, 1977)による一連の研究があげられる。

- (8) このうち「準要置林野」は主に先住民族の居住地域の山林で、先住民族の生活上必要とされる林野ということで、「要置林野」の扱いに準じるとされた。このような林野の区分が、当時の台湾における行政空間と林業空間、生活空間の重層的関係の中でどのように生み出されていったのかを検討した洪ら(2019)の研究はたいへん興味深い。
- (9) 本節における「造林」、「林産」、「森林利用」、「森林植物」、「森林動物」、「森林施業」、「林業一般」などの分類(図2および図3を含む)は、当時の分類体系に基づいて農林省林業試験場が1930(昭和5)年に刊行した『林業林学ニ関スル論文及著書分類目録 第貳輯』(農林省林業試験場, 1930)によった。同書によれば、分類法は学科別とし、一般に用いられる様式によったとされている。なお、上記の分類のうち、特に「森林利用」は現在でいう「木材利用」や「木材工学」に相当すると思われるが、当時の表記を尊重して「森林利用」の表記をそのまま用いた。
- (10) 東京帝国大学教授の三浦伊八郎は林産学の権威であるが、彼が林産学の視点から『熱帯林業』を著したのは戦局も悪化してきた1944(昭和19)年10月である。同書の序論で三浦は次のように熱帯林産学の意義を唱えている。「大日本帝国の林学界に於て世界に率先して熱帯林産学を建設することは大南洋開発による大東亜建設の一役を担うものといえよう」(三浦, 1944: 1-2)。
- (11) 「南方総督府」構想は、台湾総督府が1938(昭和13)年9月に作成した未完稿「南方外地統治組織拡充強化方策」に記されたもので、南方外地を総合統括する統治機関として南方総督府を台湾に設置することが構想されていたもので、台湾総督が南方総督も兼ねるなど、台湾総督府の主導で南方全域を統治しようとしていたことがうかがえる。なお、「南方外地統治組織拡充強化方策」は『現代史資料10 日中戦争3』(角田, 1963)に収録されている。また、南方総督府構想とも関連して、台湾から南洋群島への南進構想については、やまだ(2007)が検討を加えている。

引用文献

秋山智英『国有林経営史論』日本林業調査会, 1960年
 陳 桂清「台湾の樟脳政策に関する史的研究(1)」『林業経済』Vol. 29(9), 1976a年, 15~21頁
 陳 桂清「台湾の樟脳政策に関する史的研究(2)」『林業経済』Vol. 29(12), 1976b年, 13~21頁
 陳 桂清「台湾の樟脳政策に関する史的研究(3)」『林業経済』Vol. 30(2), 1977年, 1~7頁
 Fedman, D. (2020) Seeds of Control: Japan's Empire of Forestry in Colonial Korea. The University of Washington Press, Seattle, 292pp
 外務省編『日本外交年表並主要文書(下)』原書房, 1966年
 吳 明勇「近代臺灣林学實驗起源地臺北「苗圃」之建立與經營」『臺北文獻』No. 164, 2008a年, 49~107頁
 吳 明勇「日治時期臺灣總督府民政部殖産局附屬林業試験場之建立—以人事結構及研究事業為中心」『臺灣學研究』No.

6, 2008b年, 27~52頁
 吳 明勇「日治時期臺灣總督府中央研究所林業部之成立及其人事結構分析(1921-1939)」『師大臺灣史學報』No. 2, 2009a年, 73~114頁
 吳 明勇「殖民與植林—日治時期臺灣總督府中央研究所林業部の研究事業(1921-1939)」『臺灣文獻』Vol. 60(2), 2009b年, 45~90頁
 萩野敏雄『朝鮮・満州・台湾林業発達史論』林野弘済会, 1965年
 長谷部茂「南進基地台湾」構想の変遷と井出季和太の業績」『拓殖大学国際日本文化研究』No. 2, 2019年, 1~31頁
 伊藤幹彦『日本アジア関係史研究—日本の南進政策を中心に—』ブイツーソリューション, 2005年
 神沼公三郎「ドイツ林業の発展過程と森林保続思想の変遷」『林業経済研究』Vol. 58(1), 2012年, 3~13頁
 金平亮三「樹木に関する台湾人の迷信」『台湾博物学会会報』Vol. 4, 1914年, 186~189頁
 桂 太郎著, 宇野俊一校注『桂太郎自伝』平凡社, 1993年
 河原林直人「南洋協会と南進政策—南洋経済懇談会に観る利害関係—」松浦正孝編著『昭和アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」—』ミネルヴァ書房, 2007年, 148~181頁
 河原林直人「熱帯産業調査会開催過程に観る台湾の南進構想と現実—諸官庁の錯綜する利害と認識—」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』No. 47(4), 2011年, 111~133頁
 香田徹也『日本近代林政年表〔増補版〕1867-2009』日本林業調査会, 2011年
 洪 廣翼, 羅 文君, 胡 忠正「從「本島森林の主人翁」到「在自己的土地上流浪」: 臺灣森林計畫事業區分調查的再思考(1925-1935)」『臺灣史研究』Vol. 26(2), 2019年, 43~111頁
 米家泰作『森と火の環境史—近世・近代日本の焼畑と植生—』思文閣出版, 2019年
 Komeie, T. (2006) Colonial Environmentalism and Shifting Cultivation in Korea: Japanese Mapping, Research and Representation. Geographical Review of Japan 79(5), 664-679
 箕輪光博「森林經理学の変容」農林水産奨励会編『草創期における林学の成立と展開』農林水産奨励会, 2010年, 1~29頁
 箕輪光博「林業経済研究所創立70周年記念企画リレーインタビュー④私の研究史」『林業経済』Vol. 70(1), 2017年, 1~10頁
 三浦伊八郎『熱帯林業』河出書房, 1944年
 水野直樹「戦時期の植民地支配と「内外地行政一元化」」『人文學報』No. 79, 1997年, 77~102頁
 内閣制度百年史編纂委員会編『内閣制度百年史 下』内閣官房, 1985年
 永井リサ「戦前の中国東北地域における日本側造林事業について」『歴史科学』No. 214, 2013年, 1~14頁
 中島弘二「十五年戦争期の緑化運動—総動員体制下の自然の表象—」『北陸史学』No. 49, 2000年, 1~22頁
 中島弘二「日本植民地主義と自然—アジア・太平洋戦争期の緑化運動—」『生物学史研究』No. 84, 2010年, 51~71頁
 永山規矩雄「臺灣に於ける木竹材の利用(本島人の部)」『台湾総督府中央研究所林業部報告』No. 5, 1927年, 1~630頁

- 中山大将「植民地樺太の農林資源開発と樺太の農学—樺太庁中央試験所の技術と思想」野田公夫編『日本帝国圏の農林資源開発：「資源化」と総力戦体制の東アジア』京都大学学術出版会，2013年，259～315頁
- 中山大将「台湾と樺太における日本帝国外地農業試験研究機関の比較研究。」『日本台湾学会報』No. 20, 2018年，45～66頁
- 南雲秀次郎「小澤今朝芳・嶺一三氏による，いわゆる森林経理学論争について」『山林』No. 1445, 2004年，10～18頁
- 南洋協会『南洋協会二十年史』南洋協会，1935年
- 農林省林業試験場編『林業林学ニ関スル論文及著書分類目録第貳輯』農林省林業試験場，1930年
- 太田勇治郎「近代林業史観(2)」『林業技術』No. 245, 1962年，19～25頁
- 太田勇治郎「国有林における森林施業の変遷」造林技術編纂会編『造林技術の実行と成果』日本林業調査会，1967年，19～54頁
- 呂 錦明「日據時代林業試験所組織之變遷及其歷年研究成果」洪富文編『林業試験所百週年慶學術研討會論文集』臺北：林業試験所，1995年，261～281頁
- 菅野 正「一九〇〇年春，後藤新平長官の福建訪問について」『奈良史学』，No. 11, 1993年，50～71頁
- 台湾総督府殖産局『林業試験場要覧』台湾総督府，1914年
- 台湾総督府殖産局『台湾林業史 第一卷，第二卷』台湾総督府殖産局，1929年
- 台湾総督府殖産局『森林計画事業報告書』台湾総督府殖産局，1937年
- 台湾総督府中央研究所『台湾総督府中央研究所梗概』台湾総督府中央研究所，1930年
- 台湾総督府中央研究所林業部『台湾総督府中央研究所林業部要覧』台湾総督府中央研究所林業部，1925年
- 台湾総督府内務局『台湾官有林野整理事業報告書』台湾総督府内務局，1926年
- 丹野 勲「戦前日本企業の東南アジアへの事業進出の歴史と戦略—ゴム栽培，農業栽培，水産業の進出を中心として—」『神奈川大学国際経営論集』No. 51, 2016年，15～41頁
- 手束平三郎『森のきた道—明治から昭和へ・日本林政史のドラマ—』日本林業技術協会，1987年
- 角田 順『現代史資料10 日中戦争3』みすず書房，1963年
- 鶴見祐輔『後藤新平傳 臺灣統治編 下』太平洋協会出版部，1943年
- 上野隆生「近代日本外交史における「北進」と「南進」」『和光大学現代人間学部紀要』No. 1, 2008年，105～122頁
- やまだあつし「植民地台湾から委任統治領南洋群島へ—南進構想の虚実—」中京大学社会科学研究所国際関係から見た植民地帝国日本研究プロジェクト編『南洋群島と帝国・国際秩序』中京大学社会科学研究所，2007年，141～164頁
- 矢野 暢「南進」の系譜／日本の南洋史観』千倉書房，2009年
- 横井香織『帝国日本のアジア認識—統治下台湾における調査と人材育成—』岩田書院，2018年

(2020年11月18日受付，2021年1月8日受理)